平成２２年（フ）第９４０号
神奈川県伊勢原市板戸669番地の１　アメニティ板戸８―503号
債務者　加藤　美子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９５１号
神奈川県平塚市唐ケ原62番地の５
債務者　藤原　芳枝
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９７１号
神奈川県厚木市妻田西１丁目18番５―415号
債務者　田中　友一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７４７号
新潟市秋葉区下興野町22番19号
債務者　星野　健司
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９９号
新潟県新発田市新栄町３丁目５番10号　Ｂ棟101、前住所新潟県新発田市中央町３丁目９番13号　中央マンション303
債務者　坂井　　豊
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５０１号
愛知県一宮市開明字愛宕北93番地１　メゾン愛宕101号
債務者　柴田小百合
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２号
愛知県稲沢市平和町平六28番地
債務者　倉垣　　学
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４９３号
香川県高松市木太町3145番地５
債務者　佐野峰亜也子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４７９号
茨城県かすみがうら市下稲吉3264番地15　リュミエールＣ―103
債務者　伊藤　基博
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５７８号
愛知県知多郡武豊町字二ケ崎１丁目14番地　グリーンハイツ石川101号
債務者　戸田　祐子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６７０号
名古屋市港区入船１丁目７番７号　ラ・クレアシオン管理人室
債務者　杵島　紀明
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６９０号
名古屋市南区本星崎町字大道423番地の１　クレール本星崎Ａ202号
債務者　阪本富久美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７２号
愛知県豊橋市忠興１丁目１番地２
債務者　テンダロッソこと　近藤　英男
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６２号
兵庫県丹波市山南町小野尻1243番地１
債務者　服部　和幸
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
兵庫県丹波市山南町小野尻1243番地１
債務者　服部　富枝
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
沖縄県中頭郡西原町字翁長562番地の４　安座間アパート202号
債務者　比嘉　治美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５号
沖縄県浦添市牧港３丁目19番３号
債務者　屋比久斉亮
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３２５号
北海道苫小牧市宮前町４丁目20番14号　サバービア105号
債務者　小川　真紀
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部